



～税務署からの「相続税についてのお知らせ」について～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



相続があつて半年ほど経過したときに、税務署から「相続税についてのお知らせ」・「相続税の申告についてのご案内」という書類が郵送されることがあります。平成28年の税制改正で相続税の基礎控除額が引き下げられ、相続税が課税される対象者が広がりました。そのため相続税が課税される可能性がある人に相続税の申告及び納税の周知のためこれらの通知を郵送します。

◆「相続税の申告等についてのご案内」

税務署が、「相続税の申告と納税が必要である」と判断している方に対して郵送されます。相続の遺産総額が基礎控除額の範囲で、申告や納税の必要がないとしても、税務署は納税の必要があると認識しているので、同封されている相続税の申告要否検討表を提出することが必要です。

遺産の総額が基礎控除額を超えている場合は、相続税申告の準備を進めることが必要です。

(基礎控除額) $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

例えば、相続人が妻と子2人の3人なら、 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3$ 人なので、4,800万円となります。

(相続税の申告期限) 相続があつた日の翌日から10月以内。

例えば、1月28日に死亡した場合は11月28日です。11月28日が日曜の場合は、翌日の11月29日が期限となります。

◆「相続税についてのお知らせ」

税務署が、「相続税の申告をしなければならない可能性がある」と考えている方へ届きます。相続税の申告要否検討表を提出する必要はありません。ですが、基本的には、相続税の申告等についてのご案内と同じように考えて、税務署からの問い合わせ等に対応できるように準備をしてください。

◆なぜ税務署が遺産を知っているのか。

市区町村は、各個人が所有する不動産情報を把握しています。これは税務署も共有しています。また、亡くなった人のこれまでの所得、不動産の売却代金、受取った生命保険金の額、保有不動産の状況などから、遺産の総額をある程度把握しています。また、死亡したことを市役所からの通知で把握します。これらに従って、税務署から相続税からの通知が発送されます。

相続税の申告等に関するご案内、又は、相続税についてのお知らせが届いた方で、既に申告準備を進めてられる場合は問題ありませんが、相続税の基礎控除を超える場合(超える可能性がある場合)でまだ申告の準備をされていない場合には、早急に税務署や税理士に相談するようにしてください。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp